■ 農業

従事する業務区分	耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)
	畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
従事できる関連業務	生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業
	農畜産物の生産に伴う副産物(稲わら等)を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業
	農畜産物の運搬、陳列又は販売の作業
	農畜産物を原料又は材料として製造され、又は加工された物の運搬、陳列又は販売の作業
	農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として製造され、又は加工された物の運搬、陳列又は販売の作業
	耕種農業又は畜産農業の業務に従事する日本人が通常従事している作業(冬場の除雪作業等)
雇用形態	直接雇用、派遣雇用
試験区分	2試験区分
技能試験	農業技能測定試験
日本語試験	日本語能力試験(N4以上)、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	耕種農業
	畜産農業
人数制限	なし
管轄省庁	農林水産省
受入機関に対して特に課す条件	農業特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと
	農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること
	労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること